

「独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2147)

平成24年度第2回独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成24年9月28日(金)に国立がん研究センターにおいて開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第2回 独立行政法人がん研究センターがん研究センター契約監視委員会 (概要)

- 開催日及び場所 平成24年9月28日(金) 国立がん研究センター第4会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 長崎 武彦(監事 ※委員会委員長)
 - 小野 高史(監事)
 - 林 哲治郎(株式会社ワイステブ ルコーポレーション取締役)
 - 加藤 一郎(弁護士)
 - 小林 広(監査室長 ※委員会事務局)
 - ・ 契約担当者 財務経理部長、財務経理課長、調達企画室長、調達第1班長、
調達第2班長、研究費事務班長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成24年度に、平成19年度を平成23年度にそれぞれ読み換えるものとする)

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。

(今回は、平成21年度を平成24年度に、読み換えるものとする)

○ 審議概要

- 1) 平成24年度第1回契約監視委員会（6月25日）において指示のあった事項について、以下により確認した。
 - ・がん集学的治療多施設共同臨床試験支援業務契約に関して、過去5年間の契約内容、契約金額について説明すること。また、特殊非営利活動法人がん臨床研究機構との取引経緯についても説明すること。
 - 当委員会委員長が調査した結果、今後改善すべき所見について説明。
 - イ) 役員の兼務による利益相反関係を解消することが必要。
 - ロ) 業務委託料の見直しを行う事が望まれる。
 - ・患者必携を含むがんの情報の全国普及に関する支援業務に関して、22年度、23年度の契約内容の変更点を比較した資料により、実態を報告すること。
 - 次回報告へ見送りとした。
 - ・契約審査委員会の議事については、委員会を開催した場合ばかりではなく、持ち回り決裁により審議した場合であっても、議事を残しておき、資料として契約監視委員会に提出すること。
 - 実施事例により改善状況を確認。
 - ・IBMとのシステム契約について、22年度、23年度、24年度契約について、当初20億円の契約がどう改善されているか、全体像が分かる資料を作成し、説明すること。
 - 契約方法、契約内容の見直し等により改善されていることを確認。ただし、契約額の低下に伴い業務の質が低下しないよう、継続的な監視を行うことが必要である。
- 2) 平成23・24年度における随意契約の妥当性について
 - ・事前提出資料により、平成24年度随意契約（平成24年6月25日契約監視委員会以降）件数延べ27件について確認した。
 - ・随意契約リストにおける契約審査委員会の審議対象欄については、年度と第何回開催かを明確に記載すること。
 - ・随意契約リスト（資料）の記載誤りが散見されるので注意すること。
 - ・当センター版の随意契約の指針が未完成となっている。次回までに完成させ、随意契約リスト上に反映させること。
 - ・今回の審議対象案件については、特に問題なし。
- 3) 平成23・24年度における1社応札の妥当性について
 - ・事前提出資料により、平成24年度1社応札契約（平成24年6月25日契約監視委員会以降）件数延べ17件について確認した。
 - ・今回の審議対象案件については、特に問題なし。

4) 平成 23・24 年度の契約審査委員会の審議状況について

- ・事前提出資料により、平成24年度第1回契約監視委員会以降の契約審査委員会3回分の審議リスト延べ24件（うち1件は持ち回り稟議）について確認した。
- ・審議状況については、特に問題はない。
- ・留意事項として、
 - イ) 床頭台リースなどの収入原因契約も、公平性、公正性を確保し、合理性を明確にする観点から、契約審査委員会等にかけて審議することが望ましい。
 - ロ) 契約相手（債権者・債務者）については、信用調査を実施することが望ましい。

5) 業者支払い状況について

- ・平成 24 年 4 月～6 月までの支払業者別金額一覧について、上位 50 社（支払総額の 84.0%）について確認した。

6) その他

- ・平成24年度における契約審査委員会委員名簿について確認した。

以 上